

## 様式第1号（第3条関係）

## 審査基準整理票

処 分 名	大津市ふれあいプラザでの物品の展示等の許可					
根拠法令名	大津市ふれあいプラザの管理運営に関する規則 (平成10年規則第12号)	(条項) 第4条第2号				
基準法令名						
所管部署	指定管理者：社会福祉法人大津市社会福祉事業団 (所管：福祉部福祉政策課)					
標準処理期間	2日	法定処理期間	一日			
【審査基準】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の名称【】</li> <li>・掲載図書等【】</li> <li>・内容      ■全部記載      □一部・項目のみ記載</li> </ul>					
[物品展示等の許可の審査基準]						
物品展示等の許可の審査基準は、大津市ふれあいプラザ条例第4条第2項各号に掲げるホール等の使用許可の審査基準に準じ、当該各号の不許可事由に該当しないことを基準とする。なお、同項第3号に規定する「その他プラザの管理上支障があると認められるとき。」とは、大津市ふれあいプラザの管理運営に関する規則第4条第2号に規定する事項を遵守しないおそれがあると認められるとき及び當利を図る目的で物品の展示等を行うおそれがあると認められるときとする。						
参考						
[根拠法令]						
<b>大津市ふれあいプラザの管理運営に関する規則</b>						
(入場者の遵守事項)						
第4条 プラザの入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。						
(1) プラザの施設若しくは設備又は展示物等を汚損し、又は毀損しないこと。						
(2) 許可を受けないで、物品を展示し、又は印刷物、ポスター等を配布し、若しくは掲示しないこと。						
(3) 所定の場所以外で飲食しないこと。						
(4) プラザ内において喫煙しないこと。						
(5) 他の入場者の迷惑となるような行為をしないこと。						
(6) 使用した設備、備品等を原状に復し、清掃すること。						
(7) その他係員の指示に従うこと。						
[基準法令]						
[大津市ふれあいプラザ条例]						
(ホール等の使用の許可)						
第4条 別表に掲げるホール等の施設（以下「ホール等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、第8条の規定に基づきプラザの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）に申請し、使用の許可を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、ホール等の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について、必要な条件を付すことができる。						
2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ホール等の使用を許可しない。						
(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。						
(2) ホール等の施設又は設備を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。						
(3) その他プラザの管理上支障があると認められるとき。						

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。